

アスリート委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下連盟と言う）定款第40条に基づく専門委員会組織規程第1条④項のアスリート委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、連盟の卓球競技が競技の面から、一層発展する事を願い、競技プレイヤーの観点から、適切な意見や施策を具申する事を目的とする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成の為、次の諸活動を行う。

- (1) 卓球ルールの制定・改定に当たって意見具申
- (2) 卓球大会の運営（含審判）に関する意見・施策具申
- (3) 理事会あるいは運営会議より諮問された事項に対する意見具申
- (4) その他関連する事項についての意見・施策具申

(構成)

第4条 本委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長1名、
- (2) 委員7名、 (1)(2)計8名（男女各4名）
- (3) アドバイザー 連盟理事1名（強化担当理事）

(委員長選出)

第5条 本会の委員長は、選手・コーチ選考委員会で推薦し理事会で決定する。

(委員選出)

第6条 委員長は、前条に基づき、競技プレイヤーあるいはその経験者から委員を選出し、理事会で決定する。

(決議)

第7条 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開く事が出来ない。
2. 本委員会の議事は出席した委員の過半数を持って決する。
3. 本委員会は、原則として非公開とする。
4. 本委員会は、委員会で必要とされる人を招き資料の提供、説明、その他必要な協力を求める事が出来る。

(活動及び活動費)

第8条 委員会開催は最低年1回とし、交通費・日当は連盟が負担する。

(規程の改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会に於いてこれを決定する。

附則 令和3年5月18日 制定、
令和3年5月18日より施行する。

令和4年10月26日改訂